

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員の交通事故等に関する懲戒処分等の基準

平成18年11月28日

神社協基準第1号

(社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 事務局職員 就業規程 24条関係)

(社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 常勤職員 就業規則 38条関係)

(社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 非常勤職員 就業規則 9条関係)

(趣旨)

第1条 この基準は、交通事故の撲滅が国民の悲願となっていることにかんがみ、率先して交通安全の推進を図るため神栖市社会福祉協議会職員の交通事故に関する懲戒処分等の基準について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準について、次の各号に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 酒気帯び運転等 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第64条又は第65条の規定違反をいう。
- (2) 速度違反等 法第22条(ただし、30キロメートル以上とする。)又は第66条の規定違反をいう。
- (3) ひき逃げ等 法第72条第1項の規定違反をいう。
- (4) 過失 前3号に掲げるものを除く法の規定違反をいう。

(懲戒処分等の基準)

第3条 職員が交通事故等を起こした場合の懲戒処分等の基準は、別表のとおりとする。

(加重減免)

第4条 懲戒処分等については、次に掲げる事由を考慮し、加重又は減免することができるものとする。

- (1) 事故等の発生原因及び発生状況並びにその措置状況
- (2) 公安委員会の行政処分の有無及びその程度
- (3) 刑事処分の有無及び量刑
- (4) 市及び社会福祉協議会に与えた損害の程度
- (5) 事故等を起こした職員の事故等の前歴及び勤務成績
- (6) 相手方の過失の程度
- (7) 事故等の報告履行の有無
- (8) 職員の職位
- (9) 酒気帯び運転等にかかる飲酒の状況
- (10) 前各号のほか考慮すべき特別の事情

(監督責任)

第5条 次に掲げる事由に該当する場合は、事故を起こした職員の監督者に対しても情状により減給若しくは戒告処分又は訓告をするものとする。

- (1) 勤務中において、当該事故等の発生原因を与え、又は指導監督を欠いたことが明らかなきとき。
- (2) 勤務外において、当該事故等の発生について直接の原因を与えたことが明らかなきとき。

(当該者以外の処分)

第6条 事故を起こした職員以外の職員に対しても次に掲げるところにより処分するものとする。

- (1) 酒気帯び運転等の事情を知って同乗した者は、行為者処分に準じて処分する。
- (2) 速度違反等又はひき逃げ等の事情を知って同乗した者若しくは教唆者又は黙認者は、その事情によって処分する。

(報告義務)

第7条 職員は、交通事故等が発生した場合又は当該交通事故等にかかる事後処理が完了した場合には、速やかに任命権者に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する報告は、所属長を通じて行うものとし、報告様式等については会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成18年11月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の日前にした酒気帯び運転等その他の法の規定に違反する行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

職員の交通事故等に係る懲戒処分基準表

（1）酒気帯び運転等（酒酔い運転（1）、酒気帯び運転（2）、無免許運転）によるもの

区 分	解 雇	出勤停止
事故を起こしたとき		
法令違反（事故を伴わないも		
再犯		

1 「酒酔い運転」とは、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為をいう。

2 「酒気帯び運転」とは、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3に定める程度以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。

（2）速度違反等（最高速度違反（30km以上）、過労運転）によるもの

区 分	解 雇	出勤停止	減 給	戒 告	訓 告
相手方死亡					
相 手 方 負 傷	著しい傷害				
	全治30日以上				
	全治30日未満				
相手方の財産又は市社 協	著しいもの				
	軽微なもの				
負傷したとき					
法令違反（事故を伴わないもの）					

（3）ひき逃げ等（ひき逃げ（1）、あて逃げ（2））によるもの

区 分	解 雇	出勤停止	減 給	戒 告	訓 告
相手方死亡					
相手方負傷					
相手方の財産又は市社協有財産に損害を与					

1 「ひき逃げ」とは、法第72条第1項（人の死傷を伴う場合）の規則違反をいう。

2 「あて逃げ」とは、法第72条第1項（物の破損を伴う場合）の規則違反をいう。

（4）過失によるもの

区 分	解 雇	出勤停	減 給	戒 告	訓 告	注 意
相手方死亡						
相 手 方	全治90日以上					
	全治90日未満					
相手方の財産又は市社 協	著しいもの					
	軽微なもの					
法令違反（事故を伴わないもの）						

備考

1 (1)から(3)を併せ行った場合は、処分を加重する。

2 懲戒処分に至らない程度の行為と認められる場合には，訓告又は嚴重注意処分とし，文書又は口頭をもって行う。